

ファイナンシャル通信

2023年
6月号

～気軽に読めて役に立つマネー情報をお届けします！～

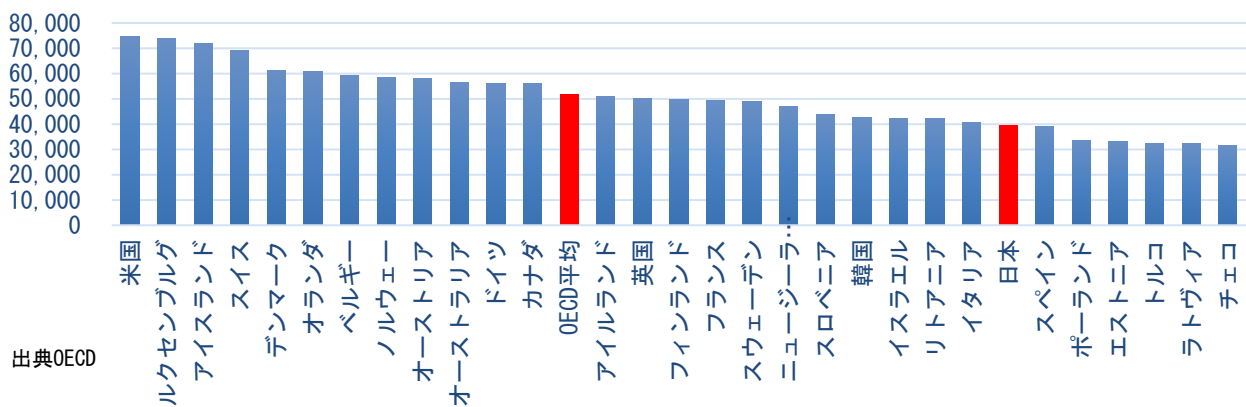
特集 日本の平均年収、世界では24位！？

日本の給与はなかなか上がらない…と言われて久しいですが、日本の平均年収は、世界の中でどのくらいの水準なのでしょう？

以下のグラフはOECD(経済協力開発機構)加盟国のうち、平均年収の高い順に30カ国+OECD平均値を表したものです。1位は米国(74,738ドル)、2位はルクセンブルグ(73,657ドル)、3位はアイスランド(72,047ドル)です。日本は…？

OECD加盟国中、なんと24番目で39,711ドル。米国の約53%しかありません。嘆いても仕方ありませんが、まずは「世界における日本の水準を、日本人自身が自覚する」ことも大切ですね。

世界の平均年収ランキング (2021年、単位米ドル)



出典OECD

? マネークイズのコーナー

40代二人以上世帯の手取りに対する貯蓄率はどのくらいでしょうか？

- 1 5%
- 2 12%
- 3 20%



(答えは次面にあります！)

今月のお知らせ

【幸運の数字!インジエルトンバーとは⑤】

5月号で紹介しました【インジエルトンバー】スタッフの豊島は金のマーカーで24と書いたマーカーを財布の中に入れていたそうです(笑)今回は最近多いといわれる車のインジエルトンバーの紹介です。

【358】金運が絶好調、という意味があります。お金を得る為には家計の見直しや転職等、自ら積極的に行動することが大切になります。思い切った行動に良い結果がついてくるかもしれません。

コラム 教育資金贈与、使い残しに対して課税厳しく

「孫の教育費のためにお金を贈与したい」と思うおじいちゃん、おばあちゃんも多いはず。受贈者一人につき 1,500 万円まで非課税で贈与することができるのが「教育資金の一括贈与制度」です。手続きは金融機関で行います。金融機関と管理契約を結び、受贈者名義の口座に贈与金を一括入金。そして、教育資金の領収書、請求書などを提示することで、お金を非課税で引き出すことができます。対象は受贈者が 30 歳まで。また、税制改正で、使い残しに対する課税が厳しくなっています。利用する場合は、詳細を確認しておきましょう。

- ① 受贈者である子や孫は 30 歳未満であること
- ② 受贈者の前年の合計所得金額が 1,000 万円以下であること
- ③ 非課税となる教育資金は 1,500 万円（学習塾など学校以外の支払いは 500 万円）まで
- ④ 適用期間は 2026 年 3 月末まで
- ⑤ 契約期間中に贈与者が亡くなった場合、死亡時の残高は相続財産に加算される
（ただし、受贈者が 23 歳未満、または在学中などは除く）
（相続税の課税価格が 5 億円以上の場合は、受贈者が 23 歳未満であっても相続財産に加算）
- ⑥ 受贈者が 30 歳になった時、在学中でない場合は、その時の残高に贈与税が課税
- ⑦ 受贈者が在学中などの場合は、最長 40 歳まで利用可能



A マネークイズの答え

正解：2 12%

40 代二人以上世帯の手取り収入に対する貯蓄率は 12%。手取り年収が 500 万であれば毎月 5 万円を貯蓄していることになります。全世代平均は 11%。



（出典：家計の金融行動に関する世論調査 令和 4 年）

編集後記

スタッフの豊島です。

本年一番（多分）高額なお買い物、新車購入致しました!!

今の車がハイテク過ぎて…自動運転? なんじゃそりゃ!?! って感じですが w

自分でハンドリング操作をしないと気が済まない私は使わない機能だなーその機能いらぬから本体値下げして欲しい(笑)



発行

住まいとお金の相談センター・生活工房Life (ライフ)

〒013-0046 秋田県横手市神明町4-23

お問い合わせは **0182-33-5560** まで!

ホームページはこちら



スマホのカメラで読み込んでね!

<http://www.lifeconsul.com>



代表：高橋 徹